

# CIRCULAR

---

By your side

メンバーの皆様

2022年12月9日

## ロシア産原油の上限価格（プライスカップ）制度について

### エグゼクティブサマリー

- EU、G7、オーストラリア（「プライスカップ同志国連合」）の各国は先般、ロシアから世界市場への原油の供給を維持すると同時に、ロシアが石油の輸出から得る利益を減らすことを目的とした法令および指針（「プライスカップ制度」）を導入しました。この制度は2022年12月5日から適用されます。
- 国際P&Iグループに加盟するクラブが提供するP&Iカバーについては、プライスカップ連合以外の国を仕向地とするロシア産原油の輸送についても、本制度適用開始後は、ロシア産原油貨物の積み込みから仕向港での通関までの価格が1バレルあたり60ドル以下（プライスカップ）である場合のみ付保可能となります。
- ロシア産石油製品については、2023年2月5日から、別途上限価格が設定されます。
- 12月5日の適用開始日時点ですでにロシア産原油を積載している船舶は、2023年1月19日までに航海を完了し、貨物の取り卸しを行うのであれば、販売価格がプライスカップを上回っていたとしても、合法的に航海を継続することができます。
- 各クラブ、船主、用船者は、それぞれが保険提供、所有、用船する船舶に積載されたロシア産原油の価格確認を求められるようになります。確認に用いる書式は契約上の宣誓書（Attestation）とし、契約相手方が、当該期間に価格が上限価格を超えないことを明記します。
- 12月5日以降にロシア産原油貨物の輸送を企図している船主または用船者は、保険期間中を通じて、積載中に上限価格を超える価格で販売されたロシア産原油貨物を輸送しない旨を明記した宣誓書を、それぞれのP&Iクラブに提出することが求められます。P&Iクラブが提出を求める宣誓書の書式は、本回覧の付属資料IIとして添付します。
- また、2022年12月5日より前に輸送を開始し、2023年1月19日までに輸送が完了するロシア産原油の輸送に関わる取引を行っている船主と用船者には、別途宣誓書の提出が求められません。P&Iクラブが提出を求める宣誓書の書式は、本回覧の付属資料Iとして添付します。
- 2022年12月5日以降に積み込まれるロシア産原油の輸送および2023年2月5日以降に積み込まれるロシア産石油製品の輸送を対象とするクラブの保険カバーは、適切な宣誓書の提出を含め、メンバーがプライスカップ制度の要件をすべて遵守することを条件に付保します。積載中の貨物が上限価格を超える価格で購入されたことを疑う合理的な理由がある場合、クラブはカバーを取り消すことが義務付けられます。



## はじめに

2014年のクリミア併合以来、ロシアに対してさまざまな貿易制裁が実施されてきました。

EUやG7などの国々は、今回の危機の数カ月前から、ロシアが侵攻を実施した場合は前例のない制裁措置を講じると警告してきました。そして2022年2月24日の侵攻を受け、EU、英国、米国、その他の同盟国は、ロシアの金融セクター、航空および海運のほか、防衛、宇宙、エネルギーといった経済戦略セクターや、ロシアのウクライナ侵攻を支援している個人に対して、協調して大規模な制裁を実施しました。制裁措置は継続的に見直しと展開を行うことになっており、国際社会がウクライナの領土と認める地域にロシア軍が留まる限り、制裁措置も続くと考えられます。制裁措置が現在までに海運とP&I保険に及ぼした影響については、[2022年5月18日付](#)、[2022年7月4日付](#)、[2022年8月12日付](#)、[2022年9月21日付](#)、[2022年11月1日付](#)の国際P&Iグループのクラブ回覧に掲載されています。

## ロシアで産出された原油および石油製品の上限価格について

ロシアは世界第3位の原油輸出国であり、ロシアの経済は原油輸出によって生み出される利益から大きな便益を得ています。ロシアはウクライナの戦争にもその利益を活用しているため、EUとG7は、ロシアが石油の販売から収益を生み出す能力を低下させる制裁措置の立案に多くの労力を集中させました。

そうした取り組みの成果として、ドイツのエルマウで2022年9月2日に開催されたG7とEUの会合で、G7各国の財務相はロシアを原産する石油の輸送について、設定された上限価格を上回る価格で販売されている場合は当該ロシア産石油貨物に関わる海事サービスを禁止するプライスキャップを実施することを確約しました。プライスキャップ導入の目的は、以下の3点です。

1. ロシア産原油の世界市場への供給を維持する
2. 世界市場における石油価格の上昇圧力を抑制する
3. ロシアが自国産の原油や石油製品の輸出から得る利益を減らす

プライスキャップ制度では、EU、G7に加え、オーストラリアなどプライスキャップ連合参加国の管轄を受ける者は、上限価格以下で販売されたものを除いて、ロシアを原産地とする原油や石油製品の輸送および当該輸送を可能にする支援サービス（P&I保険を含む）の提供が禁止されます。

EU、G7、その他の連合参加国に拠点を置くサービス提供者によるサービス提供の禁止は、EU・G7の連合に含まれない第三国による輸送や第三国への輸送にも及ぶため、その範囲において、連合参加国以外にも影響が生じます。プライスキャップ制度は、原油貨物（CNコード2709-00に分類されるもの）（以下「原油」）については2022年12月5日、石油製品（CNコード2710に分類されるもの）（以下「石油製品」）については2023年2月5日から適用開始となります。

EU・G7連合は2022年12月2日、2022年12月5日以降ロシア産原油に適用する当初の上限価格を1バレルあたり60ドルにすると発表しました。



また、EU、英国、米国からはプライスカップ制度の実施に向けた法令と指針も公表されました。本回覧では、プライスカップ制度が船主と用船者、また、その取引に対して国際P&Iグループの各クラブとその再保険者が提供する保険カバーに及ぼす影響について詳しく解説します。

## 米国

P&Iクラブ1組合のほか、再保険者、銀行を含む多くのサービス事業者が米国の管轄地域に所在し、あるいは米国の対象となる金融取引や契約に関与しているため、米国の法令が適用されません。

2022年11月21日、米国財務省は大統領令14071号に基づく決定を発出し、ロシア連邦を原産地とする原油の海上輸送に関して下記に分類されるサービスの提供を禁止しました。

- (i) 貿易／商品仲介取引
- (ii) 金融サービス
- (iii) 海運サービス
- (iv) 保険サービス（再保険およびP&I保険を含む）
- (v) 旗国サービス
- (vi) 通関サービス

2022年12月5日をもって、上記サービスの提供が禁止されます。

[https://home.treasury.gov/system/files/126/20221205\\_Price\\_cap\\_determination.pdf](https://home.treasury.gov/system/files/126/20221205_Price_cap_determination.pdf)

米国財務省は2022年11月22日、「ロシア連邦を原産地とする原油の上限価格政策の実施に関するOFAC指針」と題する文書を公表しました（<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20221122>）。この指針は原油貨物のみが対象で、2023年2月5日から適用される石油製品のプライスカップに関しては、追加で指針が公表される予定です。

また同日、米国財務省とOFACは「船舶の緊急事態に関する一定のサービスを認める一般許可57号」を公表しました（[https://home.treasury.gov/system/files/126/russia\\_gl57.pdf](https://home.treasury.gov/system/files/126/russia_gl57.pdf)）。

プライスカップ制度の対象となる貨物の取引に参加を検討しているメンバーの皆様は、上記文書を一読されることをお勧めします。

プライスカップ制度適用後の米国では、EU・G7連合以外の国にロシア産原油を輸送する場合、ロシア企業が海上輸送に向けて原油を販売した時点から、ロシア連邦以外の管轄地域で通関後、最初に陸上で販売されるまでの間に支払われた価格が上限価格以下であることを条件に、米国人が合法的に輸送もしくは輸送関連サービスを提供することができます。

船主およびサービス提供者は、一定の手続きを行って当該期間の原油の価格を確認する必要があります。手続きの内容は当事者が販売契約にどれほど深く関係しているかによって異なり、価格へのアクセスを持つ当事者には重い義務が課せられます。その目的のため、EU・G7連合は原油の輸送に関わる当事者を3つの「ティア（階層）」に分類しています。ティア1の定義に該当する当事者は、ティア2もしくはティア3の当事者に比べて広範な確認が求められます。ティア3の当事者は、貨物の価格情報を直接入手する立場にない者で、P&Iクラブや船主はここに含まれます。用船



者はティア 3 に分類されることもありますが、販売契約との関連性や販売契約内容に関する知識の深さによって、ティア 2 やティア 1 に分類される場合もあります。

プライスカップ制度が適用される当事者は、貨物に支払われた価格がプライスカップに適合していることを記録した書面もしくは証拠（宣誓書）を契約相手方から入手し、それらを含む取引記録を保管しなければなりません。記録文書はその後、5 年間の保管が義務付けられています。

上に述べた OFAC 指針では、適用される記録および宣誓のプロセスを誠実に遵守している米国のサービス事業者を対象に、OFAC の強制力からのいわゆる「セーフハーバー」が規定されています。

米国人は、大統領令 14071 号決定に違反する取引に関与してはならず、当該決定の条項の回避を試みてはなりません。また、そうした行動があった場合は、OFAC に報告する義務があります。

## 英国

複数の P&I クラブを含む多くのサービス事業者が英国の管轄地域に所在し、あるいは英国法の対象となる金融取引や契約に関与しているため、英国の法令が適用されます。

2022 年 11 月 1 日、英国政府は [ロシア（制裁）（EU 離脱）（修正）（第 16 号）規則](#) を公表しました。これによって、2022 年 6 月 4 日に公表された EU の第 6 次対ロシア制裁パッケージと英国法の規定がおおむね一致しました。修正第 16 号規則では、次の行為をいずれも禁止しています。

- ロシア産の原油と石油製品の第三国への海上輸送
- 上記輸送に付随する海事サービスおよび金融サービス

英国財務省は 2022 年 12 月 4 日、「英国海事サービス禁止事項およびプライスカップ指針」と題する文書を公表しました ([Russian Oil Services ban - GOV.UK \(www.gov.uk\)](#))。

また英国は同日、[プライスカップ制度実施のための一般許可](#) を公表し、2022 年 12 月 4 日には、プライスカップ制度適用開始時点ですでにロシア産原油を積載していた船舶の経過措置の取り扱いのための [一般許可一段階的縮小](#) を公表しました。

英国のプライスカップ制度の効力は米国とほぼ同様ですが、重要な相違点もあります。一般許可の適用を受けるためには、貨物を「船上で受け取ってから第三国で引き渡して通関が完了するまで、もしくは非特惠原産地規則に従って異なる物品に変更されるまで」、当該貨物の価格が常に上限価格以下でなければなりません。

米国の指針と同様に、英国でもプライスカップ制度が適用される当事者は積み荷が上限価格を遵守している証拠の入手が必要で、それに関する当事者の義務の範囲は売買契約への関与の深さに応じて決まります。英国指針も「ティア（階層）」構造になっており、各階層の分類は米国指針とおおむね同じです。また、プライスカップ制度下での取引に関する記録は 4 年間の保管が義務付けられています。

米国指針で言及されている「セーフハーバー」の考え方は、英国指針では言及されていません。しかし、英国の管轄下にある当事者（居住地に関わらず、英国人を含む）が、プライスカップ制度が遵守されていない場合の強制行動を回避するためには、「OFSI の要求通り、迅速かつ完全に…



…宣誓手続きの要件を満たし、適切なデューデリジェンスを行ったこと」を OFSI に対して証明する必要があります。

本制度の適用によって、ロシアのいずれかの場所から第三国へ、または第三国から別の第三国へ、ロシア産の原油または石油製品を海上輸送している者に対し、その者の国籍を問わず、英国企業もしくは英国人が金融サービス、資金、仲介サービスを提供し、そのロシア産原油または石油製品が本制度適用開始後（原油に関しては 2022 年 12 月 5 日以降、石油製品に関しては 2023 年 2 月 5 日以降）に上限価格を上回る価格で購入されていた場合、当該英国企業もしくは英国人は刑事上の罪に問われることになります。OFSI が取り得る強制措置の範囲には厳格責任に基づく過料も含まれており、その額はプライスカップ制度に対する違反額の 50% に達する場合もあります。

また、英国もプライスカップ制度適用対象の当事者に重要な報告義務を課しています。例えば英国のサービス事業者は、禁止事項に対する違反があった場合は OFSI に報告するとともに、「英国の制裁措置に対する違反が発生したと疑われる場合には、合理的に実施可能な限り迅速にサービスを停止」しなければなりません。

## EU

EU も英国と同様、金融サービスや海事専門サービスの事業者が数多く所在しています。

2022 年 6 月 4 日、EU 規則 833/2014 の中で第 6 次制裁パッケージが公表され、ロシアを原産地とする原油の第三国へ輸送する船舶への海事サービスの提供が、原油については 2022 年 12 月 5 日以降、石油製品については 2023 年 2 月 5 日以降、禁止されました。この EU 規則 833/2014 とそれに付随する総合的な FAQ（よくある質問と回答）は、EU・G7 連合が 7 月に発表したプライスカップ制度の土台になっています。

2022 年 10 月 6 日、EU は[第 8 次制裁パッケージ](#)を発表し、その中で、上限価格以下で販売された貨物の輸送と付随サービスに関する除外措置を明らかにしました。そして 2022 年 12 月 3 日、EU 理事会がプライスカップ制度を実施する[決定](#)を発表し、同日に EU 委員会が[よくある質問と回答](#)を発表して、プライスカップ制度をどのように解釈すべきかを示しました。

EU のプライスカップ制度はおおむね米国や英国と同様です。一方、EU の現在の規制を反映して重要な相違点がいくつかあります。

EU のプライスカップ制度を適用してそのメリットを活用する期間は、英国や米国に比べて長くなっています。EU の制度では、第三国の仕向地で原油の通関が完了した場合でも、その後「非特惠原産地規則に従って実質的に異なる物品に転換されることなく（すなわち、精製せずに）再び海上輸送することになった場合……プライスカップは引き続き適用される」ことになります。

EU の制度においても、当事者は貨物の価格について適切な宣誓書を手入することが求められており、その内容はそれぞれが分類される階層（ティア）ごとに異なります。階層の定義は米国、英国の場合と同じで、船主と P&I クラブはティア 3 に分類されています。FAQ には次のように記載されています。「価格情報を直接入手できない EU 事業者が、適切なデューデリジェンスを行った後、宣誓書を信頼したことが合理的であった場合、当該宣誓書が虚偽であったり、不適格者によって提供されたものであったりしても、当該 EU 事業者が誠実に行動している限り、プライスカップ制度に違反したものとみなさない」

プライスカップ制度下での取引に関する記録は 5 年間の保管が義務付けられています。



EU規則833/2014の第3n条第7項は、上限価格を超える価格の原油を積載していることが明らかになった船舶に対しては、金融サービス及び専門サービスの提供を永久禁止しているかのような様相を呈しているため、この項をどう解釈するかという懸念が生じていました。この解釈についてはFAQの32～34に記載があり、EU域外の船舶に対するこうした禁止措置は、プライスカップの違反が意図的に行われた場合に限り、その後の航海への海事サービスや専門サービスの提供が禁止されるのはロシアの貨物のみで、期間は90日とされています。第3n条第7項に違反したEUの船舶は、当該加盟国の法令に従って取り扱われます。

### 経過措置

前述の3地域すべての立法当局は、プライスカップ制度適用開始時点ですでにロシア産原油を積載していた船舶を対象に、2023年1月19日まで45日間の段階的縮小期間（winddown period）を設定しています。段階的縮小期間の正確な開始時期と終了時期は、地域によってわずかに異なります。

英国法のもとで、2022年12月5日12時01分（GMT）より前にロシア産原油を積み込んだ船舶の船主および用船者にP&Iクラブが保険カバーを提供できるのは、当該船主および用船者が2022年12月5日05時01分（GMT）より前に積み込みが完了し、2023年1月19日05時01分（GMT）より前に取り卸しを行う旨を確認した日付宣誓書（Date Attestation）をクラブに提出した場合のみです。

P&Iクラブが引き続き保険カバーを提供できるよう、現在ロシア産原油を輸送している船主および用船者の皆様は、上記の要件に従い、本回覧の付属資料Iの宣誓書書式に記入し、[ukoilpricecapwinddown@standardclub.com](mailto:ukoilpricecapwinddown@standardclub.com)宛てにできる限り速やかにお送りください。

### 提出が必要な宣誓書の書式

上記3地域のすべてで、船主はティア3の事業者と見なされています。そのため船主は契約上、契約相手方（通常は用船者）から、相手方が上限価格を超える価格で原油や石油製品を購入しない旨の確約を得なければなりません。宣誓書の書式は、契約とは別の独立した書式であっても、本契約に含める形であっても構いません。

上記3地域のすべてで宣誓書の文言案が示されていますので、実際の契約の際にはこれを活用することができます。

用船者はティア3に分類されることもあります。売買契約上の役割によっては、むしろティア2に分類されることの方が多いようです。ただし、用船者が売買契約の当事者である場合や、売買による利益を直接受け取る場合などは、例外的にティア1となることもあります。こうしたことから、宣誓義務はやや複雑になります。ティア2の場合、契約上の詳細な価格情報を入手するとともに、他の当事者の要請に応じてその情報を提供しなければなりません。価格情報が入手できない場合は、原油の購入価格がプライスカップ制度の上限価格を超えない旨の確約が必要になります。その他、ティア1の契約相手方が英国の管轄下にある場合など、追加の報告義務が発生する場合があります。

### 記録の保管



上記3地域のすべてで、プライスキャップ制度の適用を受ける当事者は記録の保管が義務付けられています。英国の記録の保管期間は4年間、米国とEUは5年間です。どこまでの記録を保管するかは、プライスキャップ制度適用下の取引における当該当事者の立場、すなわち、ティア1、2、3のどこに分類されるかによって決まります。

### クラブの保険カバー

国際P&Iグループ加盟のクラブは、各クラブの規則に従って合法的に行われるロシア産原油および石油製品の輸送に携わる船舶への保険カバーを提供することができます。船主または用船者が合法的な輸送に携わり、保険カバーの提供を受けるためには、プライスキャップ制度のすべての要件を完全に遵守し、適切なデューデリジェンスを行い、宣誓プロセスを完全に実施する必要があります。

メンバーがロシアを原産とする原油または石油製品を輸送するときは、上記3地域で求められる要件を把握し、P&Iクラブから要請があった場合は、航海の拠り所となる宣誓書のコピーを提出できるように準備しておかななくてはなりません。

プライスキャップ制度適用下では、P&Iクラブは、船主または用船者に提出されたプライスキャップ宣誓書が虚偽である、または積荷が航海開始後に上限価格を上回る価格で販売されたものであること疑う合理的な理由がある場合、カバーを取り消すことが義務付けられています。

いかなる状況においても、プライスキャップ制度の要件を厳密に遵守することが、クラブの保険カバー提供を受ける条件です。また英国法および米国法が適用されるクラブは、プライスキャップ制度違反が疑われる場合には、それぞれの規制当局に通知することを義務付けられています。

そのため各クラブは既存の制裁除外条項を見直し、先般発表された法令や指針に照らしてティア3宣誓書要件の遵守を確実にします。

メンバーの皆様は、**2022年12月5日05時01分 (GMT) 以降、プライスキャップ制度が適用されるロシア産原油貨物へのP&Iカバーは、供給するもしくは引き渡す貨物または供給されるもしくは引き渡される貨物の単価が上限価格以下であることが条件となることにご注意ください。**

船主および用船者のメンバーの皆様がプライスキャップ制度に従ってロシア産の原油または石油製品の輸送を企図する場合は、本回覧の付属資料IIの宣誓書書式に記入し、加盟するクラブにできる限り速やかにご返送ください。

### 緊急事態への保険カバー

プライスキャップ制度の法令においては、制裁措置によって海上での緊急事態への対応が妨げられないようにする必要性が認識されていると考えられます。英国の法令では例外を定めており、海上の緊急事態の際に人間の健康や安全またはインフラや環境に対する危害の防止または低減を援助するための活動は例外となっています。EUの法令にも、範囲がいくらか狭いものの類似の条項があります。また、米国の一般許可57号では、船舶の緊急事態への対処に通常付随して必要となる、乗組員の健康と安全の確保や環境保護に関わる海事サービス取引を許可しています。

国際P&Iグループの加盟クラブは、CLC条約、バンカー条約、海難残骸物除去条約に基づいて発行されるブルーカードによって、海上の緊急事態における第三者被害者（沿岸国を含む）に対する直



接的な義務を負っていることを踏まえ、海上の緊急事態が原因となる危害の回避や低減に関する第三者当事者のクレームに対応できるようにする必要性が認識されることを歓迎します。

ただし、メンバーの皆様は、違法な輸送に関わる航海については、ブルーカードによる義務がクラブに発生しても、当該義務の免除が認められた場合、クラブは当該費用をメンバーから回収する権利を有する点にご留意ください。

## リスク

EU・G7同志国連合（オーストラリアも含まれる）が推進するプライスカップ制度の遵守に向けては、特有の課題があります。

ロシアはプライスカップ制度に反発しており、制裁を免れるために文書を偽造したり、船舶から船舶へ何度も積み替えて複数の原産地の産品を混在させるなどして、本来の原産地を分かりにくくするといった行為が横行するリスクがあります。

船主や用船者が適切なデューデリジェンスを行い、有効と思われる宣誓書入手し、何らの法令違反を犯していないと思われる場合でも、上限価格が守られていないと疑う合理的な理由がある場合、保険提供者、再保険提供者、旗国、銀行といった海事サービスおよび専門的支援サービスを提供する事業者は、当該サービスを取りやめることが義務付けられています。

荷積み後に違反が明らかになった場合、当局が貨物の最適な処分方法を決定する間、船舶は長期にわたって無保険のままとなり、通常の銀行サービスも利用できなくなる可能性があります。

国際P&Iグループに加盟するすべてのクラブが、類似の文言の回覧を発行しています。

以上

**Jeremy Grose**  
**Director**  
The Standard Club UK Limited

Email: [jeremy.grose@standardclub.com](mailto:jeremy.grose@standardclub.com)

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)





## ANNEX I

Issued to:

---

Name of P&I club

---

Address of P&I club

### RUSSIAN OIL WIND DOWN ATTESTATION

1. The Assured represents and warrants that Russian oil loaded on board the [INSERT NAME OF VESSEL] (the "Vessel") was:
  - (a) loaded onto the Vessel at the port of loading prior to 5:01 a.m. GMT, 5 December 2022; and,
  - (b) was or will be offloaded at the port of destination prior to 5:01 a.m. GMT, 19 January 2023
2. The Assured has retained information and documentation; (i) pertaining to the details of the voyage (including the load and discharge port, and parties to the transaction); and (ii) demonstrating that the Russian oil was loaded onto the Vessel at the port of loading prior to 5:01 a.m. GMT 5 December 2022, and was or will be offloaded at the port of destination prior to 5:01 a.m., GMT 19 January 2023; and will supply the same to the club as quickly as practicable upon request and in no case later than five business days of the request.
3. The Assured and the club will retain the executed version of this attestation for five years.

---

Policy Number or other reference

---

Insured name

---

Insured address



---

Represented by (name)

---

Position of representative

---

Signature

---

Date of signature



## ANNEX II

Issued to:

---

Name of P&I club

---

Address of P&I club

### PRICE CAP ATTESTATION FOR RUSSIAN ORIGIN OIL

1. The Assured represents and warrants that for any provision of services related to the maritime transportation of Russian origin oil or petroleum products by any party entitled to cover has been, is, and will be in compliance with the price cap policy administered and enforced by the governments of the United Kingdom, the United States, the European Union and its member States, including their allies and partners such as Japan and Norway. The Assured represents and warrants that it has not taken and will not take any action with the effect or purpose of evading, circumventing, or attempting to violate the price cap policy.
2. The Assured shall provide to the club information and documentation related to compliance with the price cap policy, including any relevant attestation and / or proof of reporting provided by a Tier 1 or Tier 2 actor, as quickly as practicable upon request and in no case later than five business days of the request.
3. In the event the Assured becomes aware of circumstances that provide reasonable cause to suspect that it may have been or may be involved in any activity contrary to the price cap policy, the Assured shall immediately notify the club of such circumstances. The club may notify relevant authorities of information that provides a reasonable cause to suspect that a violation of the price cap policy has taken place.
4. The club shall not indemnify an Assured against any liabilities, costs or expenses where the provision of cover, the payment of any claim, or the provision of any benefit in respect of those liabilities, may expose the club to risk of violation of the price cap policy. In the event the club determines that a violation of the price cap policy has taken place, the club may immediately terminate the policy and will have no liability whatsoever under the policy beyond what is permitted by applicable law.
5. The Assured and the club will retain the executed version of this attestation for five years.

---

Policy Number or other reference



---

Insured name

---

Insured address

---

Represented by (name)

---

Position of representative

---

Signature

---

Date of signature